

# 等々力防災 Watch!

No.10

## 大震災時の **ペット同行避難** について



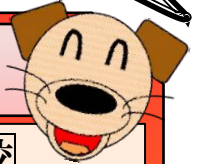
ペット同行避難とは

ペットを連れて避難することですが、避難所の中の同じ場所で生活できるという意味ではありません。

ペットアレルギー等の問題があるため、ペット滞在スペースは**屋外**です。

次の4つの指定避難所(学校)ではペットの避難について **ルールを定めています。**

### 1. ペットの滞在スペースについて



#### 尾山台小学校

- ・校庭の南西角地
- ・南門付近の鉄棒の周辺
- ※但し、建物やフェンスの状態、近隣との関係によっては設置しない。

#### 等々力小学校

- ・校庭の南側の遊具(鉄棒など)周辺
- ・体育館北側
- ・北校舎の北側の非常階段の下
- ※但し、建物やフェンスの状態、近隣との関係によっては設置しない。

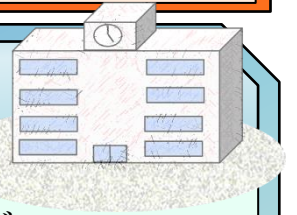
#### 玉堤小学校

- ・校庭の東側にある学習園の一部
- ※但し、建物やフェンスの状態、近隣との関係によっては設置しない。

#### 尾山台中学校

- ・校庭の東側にあるサッカーゴール(ブルーシートを被せる)
- ・不足する場合は、西側にあるサッカーゴールを東側に移動してスペースとする。
- ※暑い時期は、校舎北東の日陰の空間とする。但し、近隣住民の理解が得られない場合は、設置しない。

### 2. 滞在スペースを利用する条件



#### (1) 受け入れるペットの範囲

- ・犬・猫等の小動物(避難者に危険を及ぼさない動物)とする。※等々力小は犬・猫のみ

#### (2) 必要なもの

- ・ケージ(ペット用テント) ・リード
- ・ペットフード ・トイレ関係のもの

#### (3) 管理について

- ・飼い主は、飼い主グループを設置し、飼育、清掃などペットに関するすべてのことを共同して管理することとする。
- ・飼い主グループは、代表を選出し、避難所運営本部との連携を図るものとする。
- ・飼い主グループは、避難所運営本部の指示に従うものとする。

なお、上記以外の取り決めについては、原則として世田谷区世田谷保健所発行の「災害時にペットを守るために」に基づき対応することとする。

#### 災害時にペットを守るために

ペットの飼い主のみなさんへ

これは、東京都防災協会世田谷支部をはじめ、関係団体などの協力によって作成済み、公開されています。災害発生時に、貴様とペットが安全に避難できるようご準備してください。



世田谷区世田谷保健所生活保健課・危機管理室災害対策課  
東京都防災協会世田谷支部

「災害時にペットを守るために」は  
世田谷区内のまちづくりセンターで配布しています!!  
発行:世田谷保健所 生活保健課・危機管理室 災害対策課

裏面あり